

平成30年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年11月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時50分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	欠席	12	福嶋 輝幸	欠席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について</p> <p>日程第4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>日程第6 議案第45号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第7 議案第46号 農用地利用配分計画(原案)の決定について</p> <p>日程第8 議案第47号 農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施について</p> <p>日程第9 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p><b>日程第 1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 7 番、9 番をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第 2 議案第 4 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第 2 議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>3 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 3 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は井上牧場の東側であり、日高高校通りの南側に位置します。元は茶畑だった場所で、茶木の間に雑草が繁茂している状態でした。場所によっては、篠や雑木も生えていました。雑草の丈は申請地の北側が 1 m ほどで南側が 1 m 以上ありました。</p>
<p>議 長</p> <p>9 番</p>	<p>本件担当の 9 番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は酪農を経営し、乳牛を約 50 頭飼育しています。経営地は約 6 ha とのことでした。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番 (推進委員)</p> <p>事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>申請地は複数の筆がありますが、一体として利用する計画ですか。</p> <p>茶木を伐根して、申請地一体に飼料用とうもろこしを作付けする計画と思われます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 1 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日現地を確認したところ、ネギや白菜が作付けされていました。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番</p>	<p>本件担当の 8 番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>11 月 23 日に譲受人とその長女に話を伺いました。譲受人が 9 月に申請地西側の農地を取得し、もう少し経営地を広げたいとのこと譲渡人から申請地の農地取得の承諾を得たとのこと。農機具はそろっており、様々な野菜を作付けしている状態でした。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第</p>

<p>委員 議長</p>	<p>3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の13番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>25日に4番（推進委員）と現地を確認しました。申請地は国道407号線の鶴ヶ島市との市境の信号を西へ進んだ先に位置します。申請地の西側の農地は譲受人の経営地となります。農機具も揃っている状態でした。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>日程第3 議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について</b></p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>日程第3議案第42号農地法第5条の規定による許可後の計画変更について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長 事務局</p>	<p>当該申請は、当初の計画者が自己用住宅を建築する目的で農地転用許可を取得しましたが、許可取得後に身内の相続が発生し、その影響で住宅を建築する資金を使用してしまったことで、計画が実行できない状態が続き、計画自体も断念することになりました。</p>
<p>議長</p>	<p>承継者は、現在、借家にて生活しておりますが、生活スペースに手狭と感じていたことから住宅建築を計画していました。承継者には所有する土地はなく、現在住んでいる場所の周辺で土地を探していたところ、当該地の情報を得られたとのことでした。</p>
<p>議長</p>	<p>都市計画法上の手続きについては、開発行為の完了が認められており、既に地目が宅地に変更されていることなどから、計画者の変更に係る手続きは必要ありません。農地法については、農地法上の完了が認められていないため、完了する必要があります。このことから再度、計画者の変更から審議されることとなります。</p>
<p>議長 13番</p>	<p>計画者の変更について、承認してよろしいか、ご審議をお願いします。 質疑がありましたらお願いします。 譲渡人と譲受人はどんな関係ですか。</p>

<p>事務局 6番（推進委員）</p>	<p>特に関係はありません。不動産会社を仲介しているものと思われます。 公衆用道路は市に寄付されないのですか。</p>
<p>事務局 13番</p>	<p>道路とするために後退してできた土地であるため、おそらく市に寄付される計画だと思われます。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は宅地のままで売却されるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本来、建築物がないと宅地に地目変更されませんが、過去に土地の造成をした状態で宅地へ地目変更ができる時期があったそうです。しかしながら、住宅が建築されていないので農地法の転用行為が完了していない状態です。</p>
<p>1番（推進委員） 事務局</p>	<p>当初申請は地縁住宅ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は当時、都市計画法上で第三者でも建築が可能な地域に指定されており、当初の計画者が前の土地所有者から購入して住宅を建築する計画で農地転用が許可された案件です。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p><b>日程第4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について</b> 日程第4議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当の1番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>1番</p>	<p>昨日、現地確認をしました。現在は膝丈くらいの高さの雑草が生えていました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請の転用目的につきましては、先程の計画変更で説明したとおりとなります。</p>
<p>議長</p>	<p>なお、譲渡人が2名の連名となっておりますが、本来であれば許可を受けた「〇〇〇」氏の名義で所有権移転登記がされますが、当該申請地については、所有権移転登記をする前に地目を宅地に変更されたことで、共有名義にすることが可能になったと思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>埼玉県の見解では、地目が宅地に変更されていることもあり、現状で手続きを進めるしかないとの判断をいただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>また、農地区分につきましては、1種農地となりますが、集落接続が取れていることで、農地転用許可の見込みがあると判断されております。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>

議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局 議 長 7 番	事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。 先日、現地確認をしました。申請地は高萩北中学校の北側の道路を東に進んだところに位置します。現在は、膝から腰ぐらいの高さの雑草が生えていました。
議 長 事 務 局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は日高市に本社を置く不動産業を営む事業者です。 譲受人の事業は日高市、飯能市、鶴ヶ島市等を中心に、土地売買や建売販売としておりますが、建売物件の造成工事に使用する砕石や砂などの骨材を保管する場所を所持していないことから、協力事業者に置場を借りている状況です。土地の選定としては、運搬するダンプが容易に通行できること、会社及び現場へも往来しやすいことで選定しています。 農地区分は2種農地であり、申請理由から転用目的に必要性があると思われる。
議 長 1 番（推進委員） 事 務 局	質疑がありましたらお願いします。 当初除外の意味を教えてください。 農業振興地域整備計画を定めたときに農用地区域から除外されていたという意味です。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。
議 長 委 員 議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局 議 長 9 番	<b>日程第5 議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</b> 日程第5議案第44号相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の9番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は〇〇〇〇〇〇〇の元職員であり、退職後に農業をしています。申請地は現在きれいに耕作されており、冬野菜が作付けされていました。今後、

<p>議長 委員 議長</p>	<p>ほかの所有地で栽培した野菜も含め、直売所へ出荷していきたいとのことです。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は適格者証明発行ということによろしいでしょうか。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明書発行と決しました。</p> <p><b>日程第6 議案第45号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b> 日程第6 議案第45号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。 当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります。なお、当該申請は平成25年に設定されたものであり、今回は設定期間満了に伴う更新を行うものです。また、貸付する担い手につきましては、次の議案にて審議となります。</p>
<p>議長 2番 事務局 6番（推進委員）</p>	<p>申請地につきましては、筆数が多いため、事前に配布させていただいた案内図等でご確認いただきたいと思いますが、場所は全て田波目地内になり、所有者17名、筆数32筆、面積31510.57㎡となります。 まずは、農地中間管理機構への利用権設定の更新につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局 6番（推進委員）</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 借賃の欄が0になっているところがありますが、どういうことですか。 無料で土地を借りるということです。 私達の活動でもありますが、農地中間管理事業を推進するためには、単体の農地よりまとまった農地の利用が望ましいと思いますが、もっと農地を集約化する良い方法はありませんか。</p>
<p>事務局 議長 委員 議長</p>	<p>農地の集約化を目標として、農地中管理機構や市が間に入り調整を行いますが、土地所有者の意向により集約できない場合があります。集約化の課題の1つとして、考えなければならないと思っています。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>賃料は個々で決定するのですか。 賃料については、土地の利用状況や地域によって異なります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第三項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消し</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>てください。</p> <p><b>日程第7 議案第46号 農用地利用配分計画（原案）の決定について</b> 日程第7議案第46号農用地利用配分計画（原案）の決定について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。</p> <p>配分計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申出た者に配分するものです。法律に基づき農地中間管理機構が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものです。</p> <p>今回は、更新でありますことから、貸付をする担い手が特定されております。農地利用配分計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長 1 番（推進委員） 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>日高市在住の方は農作業に携わりますか。</p> <p>市内在住の従業員が含まれる可能性もありますが、会社の方針にもよると思われます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p><b>日程第8 議案第47号 農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施について</b> 日程第8議案第47号農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>〈説明〉</p>
<p>議 長 1 番（推進委員） 2 番（推進委員）</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員の皆さんは対象者を戸別訪問しますか。</p> <p>市外在住の方が多いため戸別訪問は難しいと思います。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、実施を承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件については、実施を承認することで決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第9 専決処分の報告について</b> 日程第9専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。</p>

委員 議長	ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
----------	------------------------------------------

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印